

放送メディアの原理・原則に関する一考察

—放送メディア発展の過程で何が問われたか—

関 口 進

A Study on the Principle of Broadcasting:

What the Japanese have disputed on its Matters?

SEKIGUCHI Susumu

Abstract

What have the Japanese thought and investigated on public service or public welfare in television broadcasting?

A new system of broadcasting in Japan was examined under occupation of the Allied Forces. Through the process to enact laws of communication and broadcasting, the policy of the Japanese Government appeared. After telecast began in Japan, the Government as well as the audience often criticized vulgar TV programs. On the other hand TV stations continue to increase, and broadcasting is in the multichannel digital age. The study analyzes some cases concerning television policy and social problems of TV programs.

はじめに

第2次世界大戦後、日本の放送は、連合国軍の占領下で新たなスタートを切ることになった。放送制度は、占領政策の一歩、先を読みながら日本政府の構想が練られ、いくつかの過程を経てNHKと民間放送の二本立てが決まった。連合国軍総司令部（GHQ）は、占領軍の安全と日本軍の解体を遂行するために日本放送協会（NHK）のラジオ放送を支配下に置き、ラジオを利用して日本人から軍国主義を追い出して民主主義思想を植え付けようとした。一方、日本政府の思惑がいろいろな形であらわれたが、1950年にはいわゆる電波三法（電波法、放送法、電波監理委員会法）が公布、施行された。このころ、放送メディアのあり方、あるいは放送メディアの原理はどのようなことが問題にされたのであろうか。イギリスやアメリカ合衆国の放送原則とも比較して見ていきたい。

日本でテレビ放送がはじまってからは、NHKの全国メディアとしての送信設備の拡充、各地域での民放の受信を可能にする放送行政のもとで、受信者数が速いテンポで増加した。VHFの電波を利用した民放テレビ局が1958年、59年に大量に増え、1960年8月にNHKのテレビ受信契約数は500万を突破した。次に、UHFの電波による民放テレビ局が大量に増設されたのは1969年、70年で、NHKのテレビ受信契約数は1968年に入る前に2000万を超えていた。放送法との関連で見ると、1959年に法改正が行われ、さらに1961年から放送法改正に向けての動きがはじまり、62年には臨時放送関係法制調査会（臨放調）が設置された。臨放調は2年後に答申を郵政大臣に提出し、これを受けて政府の「昭和41年放送法改正案」が国会

に出された。この改正案は、結局、審議未了で廃案となつたが、放送の原理・原則に関する議論を含んでいた。

日本政府の放送メディアに対する姿勢は、放送法の成立時点から統制しやすい制度作りを第一としていた。それまでの社団法人のNHKに代えて、全額、政府出資の法人にすることや電波監理委員会委員長に国務大臣をあて、さらに総理大臣にも、関連する強い権限を与えることなどが明らかにされたが、それらは占領軍の指導で実現しなかつた。しかし、電波監理委員会の委員にはほとんど官界の出身者が決まつた。

放送のあり方については、法制度の分析が必要であるが、現実の問題としては、公衆の利益、つまり社会の福祉という観点からどのような運用がなされたかが重要である。放送の原理・原則が同じようなことばで表されていても国によって実態が異なつてくるのは、それぞれの国の人々が担っている歴史や文化の違いがあるからである。放送の公共性についていくつかの点を取り上げてみたい。

公共性に関連して放送メディアの影響力が問題にされるとき、放送番組の公平性、品位、教育的効果などが議論の対象になる。テレビは、ラジオと異なりことばだけでなく視覚的な表現が加わり、品性の問題では評価が複雑である。テレビ番組の低俗さについては放送の初期の段階から批判が出され、放送行政のあり方に関係を生じてきた。

放送番組の規制については、とかく政治権力や市場に影響力を持つ側からの圧力による送り手側の自主規制、つまり放送内容の変更や放送中止がクローズアップされる。こうした規制が起きたときに、当事者以外のマスメディアも加わって問題を究明することはないし、市民の側が加わって問題を検討し解決する機関も存在しない。番組の低俗さ、暴力の扱い方などについて、社会的なコンセンサスを求めて各方面から検討を進めるという考え方には希薄である。日本での低俗さなどの問題の対応はどのようになされたのか見ていきたい。

放送メディアは、多メディア多チャンネル化の道を歩んでいる。放送メディアの多メディア化は、日本では、1984年にはじまったBSテレビだといえる。このBSテレビは、難視聴地域を完全になくす手段とHDTVの開発を担っていた。BSテレビに民放が加わって、NHKの2チャンネルと合わせて3チャンネルになるのは1991年である。地上波テレビは、1986年に郵政省が民放の全国四局化を明示したことによってさらに増え、各地の民放を結ぶ四つのネットワークが1996年までに一応完成する。86年の郵政省の方針は、一般放送事業者への積極的な電波割り当てであるが、民放局の経営面から見るとその方針を受け入れにくい地域が存在した。放送メディアの多メディア多チャンネル化は、放送産業における営業機会の拡大であったが、放送全体に関わる原理・原則については何が問われたのか見ていきたい。

(1) 放送の多チャンネル化と原理

1-1 地上波テレビのチャンネル増加の過程

日本に地上波テレビが誕生し、各地で見ることのできるチャンネル数が増加する過程での放送の原理はどのようなものであったろうか。まず、放送制度をめぐっての日本政府の動きを中心に見てみよう。

第2次世界大戦後、日本の放送は、連合国軍の占領下で再スタートを切ることになったが、その過程では、4年余りにわたって日本政府と連合国軍総司令部（G H Q）との間で綱引きが行われた。終戦直後の1945年9月25日閣議了解となった「民衆的放送機関設立ニ関スル件」は、日本放送協会のほかに新しい放送会社の設立を許可するというものであった。この構想は、日本放送協会の戦争協力放送をG H Qによってあばかれるのを防ぎ、民放構想を加えることで日本放送協会が存続できるようにねらったものである。⁽¹⁾ この計画案を受けたG H Q側の反応からは、日本放送協会の解体に結びつくようなことは出てこなかった。しかし、G H Qは通信院電波局の日本放送協会への支配を問題にしていた。12月になってハンナー・メモが出され、顧問委員会を設けて日本放送協会を民主化することを求めている。日本側では、ハンナーダ佐がメモを交付するとき、G H Qが商業放送を許可しないという意思表示と理解するよう言ったとされているが、G H Qの資料では、「現段階ではなんとも言えない」と伝えているという。⁽²⁾

1945年10月の第1次読売新聞争議のあと、46年6月からの第2次争議があり、10月には他の業種の組合争議に発展した。全日本新聞通信放送労働組合（いわゆる新聞单一）は、46年9月にゼネストを宣言した。その放送支部である日本放送協会従業員組合は、10月5日ストライキに突入し、ラジオ第1放送と第2放送の電波がとまった。このような背景もあって、日本政府に民放設置への動きが見られた。1946年12月から翌47年1月にかけて開かれた対日理事会で日本の放送事業のあり方が話し合われ、米国は態度未定のまま、英国、中国、ソ連の多数決で、当面N H K独占の現状が望ましいとされた。⁽³⁾

1947年7月になり明らかになった電波法、および放送事業法の二つの法案は、それまでの日本放送協会に代えて「日本放送委員会」を全額政府出資の、事業官庁的な公法人として中波放送を独占させるという政府の考え方であった。この法案が新聞に漏れ批判が起きるということも加わって、G H Qは、放送を日本放送協会だけという考え方を変え、いずれ、放送会社の設立を認める方針を示した。

次いで、放送法の立案段階では、アメリカ合衆国のF C C（連邦通信委員会）に似た放送委員会を設けるという考え方があり、新たに作る特殊法人の日本放送協会の監理と放送会社の免許付与などを行うことが盛り込まれていた。しかし、1948年10月に第2次吉田茂内閣が発足すると、通信・放送に対する政府の権限を強化する方向へ動いた。電波監理委員会委員長に国務大臣をあてることや委員会の議決に対し総理大臣に一定の権限を与えることが法案に盛り込まれたが、マッカーサー書簡が吉田総理に当てて出されたため実現しなかった。⁽⁴⁾ 翌49年、法案は結局、電波法、放送法、電波監理委員会設置法の三つにまとまり、50年、公布、施行された。

発足して2年後に廃止された電波監理委員会が1950年、最初に取り組んだのは、ラジオ放送局開設の根本的基準に関するもので、すでに存在するN H Kの放送電波の混信など技術的な問題があり、N H K対民放という構図も生まれた。電波監理委員会は、周波数の割り当てが大きな任務であり、電波法では、割り当てが可能な周波数のリストを委員会が作って公衆の閲覧に供することになっていたが、これは実行されなかった。結局、50年12月に、

東京には2局、他の都市には1局ずつ免許を付与するという置局の方針が電波監理委員会委員長の談話の形で発表された。この発表以前から電波行政担当の有力者らが複数の出願者の申請を一本化するよう働きかけ、統合を実現させている。⁽⁵⁾ 電波に関する戦後の指導行政がはじまったのである。

N H Kへの対抗意識や電波行政への対応は、1953年に初の民放テレビ局として放送を開始した日本テレビにはっきりと現れている。日本テレビの正力松太郎社長は、1955年には第27回衆議院議員選挙に立候補して当選し、55年11月には第3次鳩山内閣の国務大臣に就任した。入閣時は日本テレビ社長と読売新聞社社主を辞任したが、大臣職を退くと再び日本テレビの要職に就き、国会議員職とは兼職であった。

放送のあり方について、法律はどのように規定しているのであろうか。日本の放送法第1条は、放送が公共の福祉に適合することとし、1.放送の普及、2.放送の不偏不党、3.放送が健全な民主主義の発達に資することの三つの原則を掲げている。3.の項目は、第2次世界大戦後の日本の置かれた状況を反映している。1.の項目にしても、放送がN H Kと民放の二本立てになり、さまざまな放送機関が存在することが公共の福祉につながるという考え方があった。占領軍側であるアメリカ合衆国の政治家には、共産主義に対抗するために日本やドイツでテレビが利用されることを望む人々がいた。

放送の原理を考えるならば、放送の機会をより多くの者が確保できるようにすることが表現の自由の実現につながる。現在、日本における放送局開設の根本的基準には、放送の機会ができるだけ多くの者に確保し、表現の自由ができるだけ多くの者に享有されるようになるとあるが、1950年の電波監理委員会規則には、公共の福祉に寄与する放送局を優先して割り当てるにされているだけであった。アメリカ合衆国の場合、放送の価値を、合衆国憲法修正第1条の精神である言論表現の自由に置いている。これには公正な競争や言論における多様性の確保などが含まれる。その上で、通信法307条(a)で、公共の便宜、利益、または必要性に資すると認められる場合に、F C Cは放送局を含む無線局の免許を付与することができると規定しているのである。日本もアメリカ合衆国も、放送法、あるいは通信法に規定では、表現上あまり異なっているとは言えないが、理念の点では違いがあると言わざるを得ない。日本の放送法第1条には、放送による表現の自由は不偏不党、真実、および自律が保障される場合に確保されるのだといっており、不偏不党以下の文言を番組基準としての規定に含めるだけでなく、直接的に表現の自由と関連付けている。

イギリスの放送機関B B Cは、日本のN H Kに似ているといわれるが、日本の制度とは異なるものである。B B Cは、国王の特許状、無線電信法に基づく放送免許と協定書によって運用される。特許状の有効期限が近づくと、民間人と下院議員で構成する放送調査委員会が省庁、放送機関、学識経験者、その他から意見を聴きながら放送のあり方を検討し、政府に答申する。放送調査委員会は政府から独立した機関であり、B B Cそのものも委員会の勧告に基づいて1927年に発足している。

イギリスにおける商業放送の導入は、1954年に制定されたテレビジョン法で行われた。商業放送といっても日本とは異なり、1990年まではI B A (Independent Broadcasting Authority)

という組織が放送免許を受け、放送施設を所有してきた。そして、I B Aと契約を結んだ全国各地の番組制作会社（I T V）が制作した番組が放送されるという形を取ってきた。1982年からは商業テレビの新しいチャンネルとして、チャンネル4が放送を開始した。チャンネル4がスタートしたのは、放送事業者の営業機会の拡大というようなものではなく、放送調査委員会の勧告内容に基づいている。多くの視聴者を対象にしたテレビ番組はすでに十分に供給されているので、それまでのI T Vの番組にはない趣味、あるいは関心に応える新しい番組を求めたのである。このころイギリスでも番組の質の向上が叫ばれたが、この点についてはあとでふれる。

日本では、東京にある民放テレビ局の数が1959年までに4局に増え、K R T（現T B S）が早くも各地の民放テレビ局を結ぶニュースのネットワークを設定した。民放テレビ局の系列化が目に見える形ではじまったのである。各府県にN H Kと民放テレビ局が存在するような状況が生まれており、59年には放送法の改正が行われた。テレビ受信契約数で見ると、前の年58年に100万件を突破して、政府や国会でテレビ放送に関する論議が活発になっていく。59年の法改正では、N H Kと民放の両方に適用される放送番組編集の通則が定められ、番組内容の低俗性批判に応える形で、番組が公安、および善良な風俗を害しないことや教養・教育、報道、娯楽といった番組を設けて相互の調和を保つことを求めた。

1959年から60年にかけては、日米安保条約改訂に対する阻止行動が活発化した時代である。60年の10月には、三党首立会演説会で社会党の浅沼委員長が右翼の少年に刺殺される事件が起きた。演説会の模様はN H Kが録画しており、プロ野球日本シリーズの放送を中断して録画が放送され、人々に大きなショックを与えた。これより前に、死傷者を出した安保闘争の報道もあり、テレビから放送される暴力シーンに批判が集まつた。行政管理庁は、1961年にN H Kの性格づけや民放のあり方、放送が持つ社会的機能（つまりは社会的影響力）への対処を改めて郵政省に求めた。放送の公共性が政治権力の側から問題にされたのである。

1962年には臨時放送関係法制調査会（臨放調）が設けられ、およそ2年にわたって調査や審議を行い、答申書を提出した。これを受けて第51回国会にかけられたのが「昭和41年放送法改正案」である。この法案は、結局、審議未了、廃案となったが、その中には、放送事業者の編集責任、放送の教育機能を明確にすることや放送世論調査委員会の設置があった。

一般的に言って、放送事業者は編集責任を負っているが、番組編成や番組内容が編集の通則に違反しているかどうかの判定をどこで行うのかとなると、日本の場合は郵政省（現総務省）が行う形になっている。そのため、社会的に具体的な問題が生じたときに、適切に有効な処置が取れず政治問題化することが少なくない。アメリカ合衆国では表現の自由が理念として確立されており、番組編集の通則に関わるような問題が起きれば、F C Cの考え方方が重みを持ってくる。イギリスでも表現の自由が確保されており、B B Cの特許状や商業放送の有効期限が近づくと、放送調査委員会が技術的な面だけでなく、放送の社会的な側面についても審議してきた。そして、このような機会に重要な勧告が出される。

「昭和41年放送法改正案」のときに出でてきた放送世論調査委員会構想は、臨放調の答申に盛り込まれたもので、そこには、放送事業者の編集責任が問題にされたときに行行政側の監督に任せるのではなく、世論の力で放送事業者の自発的な努力を促すという指摘があり、番組内容の適正をはかる具体的な方法の一つであるという考え方があった。放送世論調査委員会構想は、国会審議の中で、すでに設置されている放送番組向上委員会や各放送事業者が設ける放送番組審議機関との機能の重複が指摘された。行政側には、番組内容の低俗化論議について放送番組向上委員会が機能しないことに不満があり、また、各放送事業者が設ける番組審議機関には放送内容の社会的な影響についての審議を期待することはできないという見方があった。

この構想の放送世論調査委員会には勧告権があり、勧告を受けた放送事業者は何らかの措置を義務づけられた。この点については、国会の場で、放送番組編集の自由を制限しようとするとものではないかという質疑があり、結局、放送法改正の修正案では勧告権が削除された。日本では、通信・放送行政機関の指導、監督という直接的な手法が慣行となっているために、問題が発生すると法制度による規制に向かう傾向が見られる。

東京の民放テレビ局が4社になった1959年には、日本ではじめての教育専門局、日本教育テレビ（現テレビ朝日）が開局した。同じ59年にはNHKの教育テレビも放送をはじめている。しかし、日本教育テレビは、73年に一般総合番組局に変わってしまう。日本教育テレビ発足のあと、1964年に科学技術教育専門局として開局した東京12チャンネル（現テレビ東京）も、経営危機によって同様に一般総合番組局になった。人口が集中する首都圏に民放テレビ局が5局あっても、多様な地域サービスが行われれば多すぎるとは言えないが、これらがすべてキー局として全国ネットワークを発展させるとなると、放送の普及という公共性を超えていていると言わざるを得ない。

1960年代には機械式のテレビ視聴率調査が行われるようになり、それが民放の広告放送料金の基礎データとして使われはじめると、民放各局は激しい視聴率獲得競争に巻き込まれることになった。視聴率によって広告料収入が左右されると、民放テレビでの教養・教育番組は経営を圧迫することになり、二つの教育専門局も姿を消した。この点イギリスでは、民放局といえども議会を通じて視聴者に責任を負う制度をとっているため、教育局を容易に変えることは考えられない。

1-2 放送の多メディア化の過程

放送の分野でニューメディアということばが使われるようになったのは、1983年の文字多重放送（または文字放送）からと言っていいだろう。翌84年には衛星放送（BSテレビ）の試験放送がはじまった。多メディア多チャンネル時代に、放送の原理・原則はどのように検討されたのだろうか。

新技术の開発によって生まれたBSテレビはさまざまな特徴を備えていた。第1は、山やビルによる電波への影響が極めて少ないので難視聴世帯の解消に有効であり、衛星1個で日本全国をカバーできることである。第2に、テレビの画像や音声の高品質化が実現できるこ

とで、きれいな画像と歪のない音声が視聴者に届くので放送サービスの向上につながる（まだデジタル化以前のことである）。第3に、電波の広い周波数帯域が使えるので、HDTV（高品位テレビ、日本ではハイビジョン）や多チャンネルのさまざまな放送サービスが可能である。このような可能性を持つニューメディアの放送での実用化をはかることは当然の成り行きであった。日本では、BS放送が新しい放送メディアとしての期待を担って、先行する形で進んでいくことになった。

NHKの技術研究所では、1970年にはHDTVの本格的な研究に入り、1981年には高品位テレビを海外で初公開した（ハイビジョンという名称を公表したのは85年である）。HDTVは、伝送信号の情報量が多いので、従来のテレビ放送で考えると複数のチャンネルが必要であったが、情報量を圧縮する方式であるMUSEを開発して1チャンネルでの放送ができるようにしたのである。ヨーロッパでのHDTV開発よりも先を進んでいた。

ヨーロッパでのHDTV開発は、各国のメーカーと放送事業者がテーマを分担しながら、欧州先端技術共同開発計画の一環として進められた。放送機器の展示会に試作機が登場したのは1988年ごろからである。HDTVの規格は日本とは異なっており、走査線の数は1250本（日本は1125本）、放送規格はHD-MACであった。日米欧にまたがるHDTVの規格をめぐる競争が起き、企業戦略の対立となつた。しかし、HDTVをどのように普及させるかが各国の最大の関心事であった。当時のEC委員会は、HDTVに関する合弁事業の設立を認め、資金援助が行われた。HDTVの受信装置の価格は従来のSDTVに比べればはるかに高いので、魅力のある番組ソフトの開発をめぐって模索が続くことになる。

次に、通信・放送技術のデジタル化に目を向けてみよう。1978年には双方向CATVの運用実験がはじまり、1980年代にはINS（高度情報通信システム）がモデル実験を経てサービスに入った。しかし、90年代にはデジタル化という形でやってきた、通信・放送技術の融合を総合的に見据えて、そのあり方を議論したわけではなかった。日本では、通信衛星（CS）と放送衛星（BS）とが区別され、CSは文字通り通信専用とされてきた。しかし、郵政省は番組供給会社の強い要望を受け入れ、CSを使ってCATVなどに配信するだけでなく個別配信、つまり放送を1992年に許可した。このあとは、CSテレビ・ラジオとBSテレビ・ラジオとが並立して、両者ともに多チャンネルの拡大路線を進むことになった。

イギリスの場合は、放送調査委員会が放送メディア全体のあり方についても勧告を行っている。1985年から86年にかけてはBBCとIBAの状況を「安樂な複占体制」として批判し、放送に競争原理の導入と消費者主権の確立を強調した。BS放送については、イギリス政府が1980年代のはじめにBBCと商業放送に競争させようという計画を立てたが、BBCは資金難を理由に1985年に放送衛星計画から撤退してしまった。結局、IBAが計画を引き継いで、1986年にBSB社が営業権を得た。放送の開始は1989年の予定だったが、受信機の開発や生産が遅れ先送りされる。89年には、メディア王マードックがルクセンブルクのアストラ衛星を使って4チャンネルの放送をはじめており、BSBは、マードックのスカイ・テレビジョンとの合併を決めてしまうのである（1991年にBSkyBとして新たに発

足)。イギリスの衛星テレビは、国内だけの市場競争にはならなかつたが、結局、力のある1社に統合された。

アメリカ合衆国では、1975年からCS経由でCATVに番組が配信されるようになり、いわゆる都市型CATVの発展をもたらした。衛星放送の計画は、1980年代に入ってから出され、1982年の秋に、FCCが8社に免許を与えた。しかし、大きく普及したCATVとの競争では加入料や受信装置の費用の点でCATVの方が安上がりなために衛星放送事業は成功しなかつた(この中にはHDTVの放送計画もあった)。

その後、衛星放送サービスの基本方針として、CATVに加入できない世帯を対象にし、デジタル圧縮技術を利用して多チャンネルの放送を見られるようにすることで加入者を獲得しようという方向へ進むが、1990年代前半は試行錯誤が続いた。デジタル方式の衛星放送の本格的なスタートは1994年6月のこと、DirecTVとUSSBが150~200チャンネルという多チャンネルを実現することになった。合衆国では、通信・放送に関してはFCCという連邦行政委員会があるが、このほかに広告放送については連邦取引委員会(これも連邦行政委員会)がFCCと同じように権限を持ち、監視や規制などを行っている。このような中で、市場原理に基づいた企業活動が行われ、放送のあり方が定まってくる。

日本の放送の多メディア多チャンネル化では、新技術がもたらすものを取り入れることはあるものの、ニューメディアを加えた放送メディアのあり方が見えてこない。日本のBSテレビは、難視聴地域の解消と新しい放送技術や番組作りということでNHKが事業を進めてきた。民放の参入は想定されていたわけだが、イギリスやアメリカ合衆国のようにじめから市場競争の中に置かれなかつた。民放は、まずWOWOWという企業の運営が進み、経営のめどがある程度立つようになってから放送会社が増えたのである。CS放送の場合は、伝送波のデジタル化が予測される中で、まずアナログ伝送のCSテレビ・ラジオがスタートてしまい、わずか4年でデジタル多チャンネル放送に入った。

イギリスでは、1990年放送法によって商業放送は新しい体制に変わつた。90年放送法は商業放送に競争原理を導入し、1991年にテレビとラジオについて競争入札による免許の交付が行われた。その後、地上波デジタル放送の開始に備えてテレビ局の所有規制が緩和された。日本では、CSテレビがデジタル化され多チャンネル放送となる事業計画が動き出した1995年になって、郵政省が「マスコミの集中排除の原則」を見直すことにした。イギリスでは、多メディア多チャンネル時代になつても、商業放送の規律が1996年放送法となって存在している。アメリカ合衆国では、地上波テレビのデジタル化の前にFCCが規則を新たに制定し、地上波デジタル放送事業者の責務を検討する大統領諮問委員会を発足させた。日本の地上波テレビのデジタル化は、BSテレビが先行する中でスケジュールの先送りだけが見えており、放送の基本原則に関する検討は明らかではない。

日本の放送法が第1の目的としているのは放送の普及であり、現実の動きも依然としてそのようになっている。テレビ番組の低俗さや暴力の扱いなどについて体系的、多角的に時間をかけて調査し、検討を加えることもなく、その場しのぎの対応しかないように見える。行政指導が一般的な日本では、政府が番組内容について批判するという形になり、マスコ

ミの表現の自由を侵すものだとして反対され、必要な検討がなされないままになってしまう。B S デジタルテレビは、主に地上波テレビのキー局につながる事業体が免許を獲得し、番組編成は、地上波テレビと基本的に変わらない総合番組編成であり、系列局単位で見れば、チャンネルがそれぞれ一つ増えた形である。個々の番組を見ていくと地上波テレビではできなかったものをという工夫は読み取れるが、放送原則の公共の福祉または利益から見れば不十分である。

(2) 放送メディアの発展と公共サービス

2-1 新技術と放送番組の変化

第2次世界大戦後の新技術の発展は、通信・放送の分野だけを見てもめざましいものがある。情報関連の科学技術ではマイクロエレクトロニクスの進歩がコンピューター技術にも新しい展開をもたらした。通信や放送に、ファクシミリ通信、データ通信、文字放送、CAPTAINシステム（ビデオテックス）などが新たに登場し、ここでもコンピューター技術がさまざまな結合を実現している。このような新技術と通信・放送との結びつきは公共サービスの点で何をもたらしたのであろうか。

ここで放送の公共性という表現について見ておきたい。放送制度についての過去の議論では、電波の希少性と放送の社会的影響力の二点が放送行政の側に立った監理、規制の根拠として取り上げられてきた。そこで放送の社会的影響力は、「民主主義社会形成のために放送が發揮することのできるポジティブな能力」⁽⁶⁾としてはとらえられなかった。放送の公共性が問題にされるときは国家的規律の実施であり、放送事業者は、こうした実態を受け入れながら「組織の自己保存と自己利益の確保を図ろうとしてきたようにみえる」⁽⁷⁾のである。規範としての公共性を考えるならば、国家的、公的な公共性だけでなく、市民あるいは公衆の側からの公共性も問題にされなければならない。しかし、日本の実態は公的なものに偏っている。

電波の希少性を考えると、技術の進歩によって、それまで放送に使われなかつた周波数帯の電波の利用や一つの伝送波と考えられていたものの複数チャンネル利用が実現し、電波利用の機会が増大したために希少性はなくなったといってよい。このような状況になつても、市民あるいは公衆にとってどのような放送が存在するのが望ましいのか検討されることはない。既存の放送事業者は、多メディア多チャンネル化に対して「C S 波、B S 波、地上波の全メディアに放送チャンネルを持ってソフトを有効利用できる環境がなければ、多チャンネル時代を生き残ることはできない」と考える所以である。⁽⁸⁾ 収入を高めることが難しいC S テレビやB S デジタルテレビのチャンネルを運営するために企業は、系列化されたテレビ局を通して経営の安定化を図ることになってしまった。

イギリスでは、1990年放送法が施行されるまでは、商業放送の番組も公共サービスとして放送された。しかし、1990年放送法では、チャンネル4だけの規定となった。ここで公共サービスというのは、報道、教育、娯楽三つのジャンルの番組を編成することで、チャンネル4は、教育・教養番組の比率が高く設定されている。イギリスでも多メディア多チ

チャンネル時代に入り、電波の希少性に基づく放送の公共性論議は成立しなくなつたが、公共サービスを目的とするB B C、その他の放送がこれからも存在するという認識である。その論拠は、公共サービス放送の有効性である。公共サービスとして、オリジナルの質の高い番組が作られ、多様性のある文化を担うとともに、番組の低俗化に歯止めをかける保証や基準を提供しているとされる。また、民主主義の観点から見ても、公共サービス放送は、所有権の集中や意見や情報の多様性の欠如に対して平衡を保つ役割を果たしているという。

公共サービスということばを利用者の立場で考えれば、新技術の発展によりもたらされる放送の多メディア多チャンネル、高音質・高画質、多機能をより少ない費用で享受できる必要がある。しかし、放送メディアの拡大が利用者の側に立った議論もなく、また、市場原理から離れた形で行われると、放送技術の高度化の恩恵が一部の人々にとどまった状態が長く続いてしまう。

多メディア多チャンネル化の中で、どの放送会社も成功の鍵を握るのは番組ソフトだと考えている。毎日、一人の視聴者が選択し、視聴できる番組の数は限られているので、テレビのチャンネル数が増えたからといって高い視聴率を獲得する番組が増えることにはならない。多くの視聴者が多メディア多チャンネルの中から番組を選ぶことになれば、当然、番組の視聴率は相対的に低くなる。番組制作コスト削減の工夫のほかに、番組の再利用を取り入れなければならない。多メディア多チャンネルになっても、各チャンネルが採算レベルに達しなければ、番組内容の多様化は実現せず、視聴者を獲得できる、似たような番組がいくつも並ぶことになる。日本の場合は、企業の系列を意識した経営がそれを助長している。

2-2 視聴率と視聴質

テレビCMやラジオCMの効果を測定する場合、広告主側が広告計画に際して利用するのは主として広告認知効果である。そのもとになるのが視聴率で、民放で用いられているのは地域別に行っている機械式の調査記録である。視聴率が高いほど認知効果が高いということになるので、視聴率は広告料金と直結してしまう。高い視聴率を求めて各民放が競争を繰り広げる中で視聴率至上主義ということばで表される状況を生んだ。これはさまざまな批判につながり、番組の低俗化批判とも関係がある。視聴率を上げるためにきわどい手法を用いるのである。

視聴率が高いということは、多くの視聴者が見ていることになるが、視聴率の調査方法からすれば、テレビ受信機のスイッチを入れて番組を選択すれば見ていたことになるのであって、視聴者がどのように見ていたのか、あるいは満足してみていたのかはわからない。放送の公共性を考えれば、視聴者に満足を与えていているかどうかは重要なことである。これまでN H Kも民放関係者も、視聴率以外に視聴質と言えるような調査や指標を研究してきた。

1980年代には、広告の訴求対象、つまり消費者を大衆としてひとくくりにとらえるのではなく、分衆、あるいは少衆として見ていく必要があると広告代理店などが主張した。テ

テレビの一日の平均視聴時間は1977年から減少傾向を示し、娯楽の多様化や消費者の細分化が指摘されていた。

日本民間放送連盟放送研究所は、1979年に視聴率調査を補完する「充足度調査システム」を発表した。⁽⁹⁾これは、日英の研究者の手法を調査システムに取り入れたもので、充足度を五つのタイプに分け、視聴者が番組からどのような充足を得ているのかを調べる。こうした充足度調査が広告主や放送企業に実用性の点で評価されるのかというと難しさがある。その後、視聴率論議が高まったときに、TBS（東京放送）が1987年に「多様性指数」という考え方を発表した。⁽¹⁰⁾これは、番組が視聴者の各層からどのように広く見られているのかという指標で、従来の視聴者構成比に似たものであった。視聴質ということばのインパクトもあって、このとき日本広告協会が反応した。当時、広告主は、それ以前に比べて広告効果が落ちていると受け止めており、より効果を高めるためには、このような視聴質を明らかにしていかなければならないという気運があった。多様性指数というデータは、個人視聴率調査にもつながっている。

視聴質については、その後、視聴者側からの番組内容に対する指摘に応える形の調査が登場した。テレビ朝日が1997年に自社のインターネット・ホームページに設けた「リサーチQ」がその一つである。この調査は、慶應大学と共同で研究を進めたもので、ホームページに掲載したNHKと民放の番組表をもとに、視聴した番組について、見ようと思って選んだか、見てよかったですか、集中して視聴したか、次回も見たいかの4項目の回答を視聴者が送る仕組みになっている。⁽¹¹⁾このような調査は、視聴者側の番組内容に対する評価や視聴態度を送り手側が知ることによって、番組編成や制作に役立てようという意図がうかがえる。その後、放送局が開設するインターネット上のwebサイトの発展とともに、個々の番組に対する質問や意向を視聴者に求め、番組制作にも反映させる方法が増加している。番組の送り手側が受け手側の反応、意向、意見を番組作りに生かすことは、公共性の観点から見ても必要であるが、一方では、番組の視聴率を高める目的に偏って用いられる危険性が付きまとった。

2-3 放送メディアと地域情報

日本では、民放局を設置する際、地区別事業者として免許が与えられた。しかし、民放テレビ局の間では早い段階から番組供給協定が結ばれ、次第に東京地区の民放をキー局として全国民放局の系列化が進んだ。従って、番組編成の面では、各系列（ネットワーク）は全国組織であるNHKと似たものになった。1964年に、当時設置されていた臨放調が出した答申でも、地域社会との密着の点で努力が著しく不足しているので法律で民放にローカル放送を義務づける必要があるとしていた。⁽¹²⁾その後も、実態としては自社制作番組の比率が全放送時間に対して10%をはるかに下回る民放ローカル局が存在し、自社制作比率はまちまちであった。

民放ローカル局は、自社制作番組を増やしても、それに見合う広告料収入が得られなければ経営が成り立たない。自社制作番組をローカルニュースや天気予報ぐらいにとどめて

いる民放ローカル局もある。例えば、フジテレビの系列局として1997年に開局した山形の「さくらんぼテレビジョン」と高知の「高知さんさんテレビ」である。⁽¹³⁾ C S デジタル多チャンネルテレビがすでに存在し、地上波テレビのデジタル化で多チャンネル化が現実になると、地上波ローカルテレビ局の進む一つの道は、受託放送事業者なのである。

地域情報の制作主体がこれまでの民放ローカル局であろうと他の番組制作会社であろうと、地域の視聴者から見れば充実した情報内容と送出量を望むだけである。ニュース系の情報の送出量は増加の過程をたどってきた。民放4系列のニュースネットワークが揃った1970年以後、民放ローカル局でローカルのワイドニュースを放送するところが増えていき、76年には全国25社で夕方、約30分間のローカル・ワイドニュースを編成していた。1986年からは、前の年にはじまったテレビ朝日系の「ニュースステーション」のあとを追うように、他の3系列にもワイドニュースがスタートした。1991年からは、夕方のローカルニュースの編成がさらに前倒しされて5時台からワイドニュースを組むようになり、これはその後、キー局にも及んだ。

夕方のローカル・ワイドニュースをめぐっては、1993年からおよそ3年間続いた北海道での“ニュース戦争”がある。しかし、ニュース戦争ということばは本質的なものを表していない。火付け役となった札幌テレビが1991年に夕方5時から2時間のニュース情報番組「どさんこワイド120」をはじめたのは、他局に比べて低い視聴率を何とか引き上げようという計画であった。個人視聴率によると、5時台は各局とも主婦層がテレビを見ていなかつた。そこで、主婦を中心に家族ぐるみで見てもらえる番組として「どさんこワイド120」が企画された。札幌駅前や団地からの中継、料理、ベストセラー、クイズなどを5分程度の短いコーナーで構成し、夕方の“ながら視聴”に合わせた。⁽¹⁴⁾ 視聴率は順調に伸びて1年後には5時台の平均視聴率が二桁になった。視聴率アップをはかるうとする道内の民放2局が93年に加わって、夕方の時間帯での視聴率獲得競争がはじまったのである。1局は報道色の濃い内容で勝負したが、結局、後発の2局は視聴率競争で勝つことができず撤退した。これは、視聴者が必要とする地域情報は何なのかという検討がないまま、視聴率対策の戦術が中心になった番組作りなのだが、札幌テレビの「どさんこワイド」には、北海道以外の数多くの民放ローカル局が強い関心を示したという。

多メディア多チャンネル化の進む中でも民放ローカル局の番組作りが注目されている。地上波民放テレビのキー局にしても、そのキー局の系列であるC S テレビ局やB S テレビ局にても、採算性のよい番組ソフトを一本でも多く求めており、ローカル局制作の番組にも期待がかけられている。当のローカル局は、今後の企業経営に大きな危機感を抱いて打開策を練っている。自社制作の番組はこれまで以上に地域とのつながりを生かさなければならない。富山テレビは、1997年になって夕方のローカルニュースをそれまでの2倍の60分、組むことにした。前半の30分は、視聴者からの疑問に答えるリポートなどが入った情報マガジン番組である。富山テレビは、このほか土曜日の夕方に地域の素材を取り上げるドキュメンタリーを放送したり、視聴者参加のクイズ番組や若者向けの番組を編成したりして自主制作率が11%を超えた。これは、ローカル局では上位の比率である。⁽¹⁵⁾ ローカ

ル局が地域とのつながり強化を工夫する中で、視聴者の要望や期待が番組作りに反映される側面が読み取れる。

2-4 番組内容への批判と公共性

放送番組の編集のあり方、つまり番組基準とされるものは、日本のはか、米国、イギリス、フランスの場合を見ても主要な項目には共通性がある。現在の中心的な問題は、ニュースなどの正確さと不偏不党性、児童・青少年に悪影響を与えること、わいせつや下品な内容の三つである。

日本では、ニュースなどの不偏不党性の問題を除けば、テレビ放送がはじまって以来、番組の低俗さが指摘され今日に続いている。1965年には、NHKと民放が共同で設置した放送番組向上委員会の会合が開かれた。これは、69年に放送番組向上協議会として再発足し、引き続き識者による放送番組向上委員会を開いてきたが、具体的な問題の解決に効力を發揮することができなかった。放送法の改正論議のときにも、これは重要な問題として取り上げられた。放送番組の低俗化規制は、各放送機関の放送番組審議会といったものの自主的な活動が基本になっている。郵政省（当時）の見解は、番組の調和を保つように注意を喚起するが、番組内容が適当でないからという理由だけで再免許を拒否しうるものかどうかは若干の疑問があるとした。⁽¹⁶⁾

米国では、わいせつな番組に対しては、FCCが通信法を適用して免許を取り消し罰金を科すことも、司法省が刑法を適用することも可能である。また、下品な番組はFCCの行政処分の対象である。FCCは、多数寄せられる苦情の中から番組基準に違反すると認められたものについて調査を行い、罰金処分、罰金処分の可能性を持つ質問状送付、市民からの告発内容の点検を行っている。米国には、放送番組の質的な向上を求めるために活動している大小さまざまな団体が存在する。

米国で、放送番組について公共の福祉に適合させるように措置が取れるのは、FCCという独立行政機関があるからである。FCCは、1996年にはこどもに対する配慮を求め、商業テレビ局に週3時間のこども向け教育番組の放送を義務づける規則を制定した。フランスでも、商業放送は、独立行政機関であるCSAと協約を結び、協約にある義務を負うという形で番組内容に関する規律を守らなければならない。日本では、第2次世界大戦後の放送制度発足当時から、番組内容が番組基準に違反していないかどうか判定できる第三者機関の設置が要望されてきたが、実現しなかった。日本では、第1節でもふれたように、放送行政についても、政府、あるいは国家権力による規制の方向に進んできたために欧米に見られるような独立行政機関の設置はもちろん、上に述べた第三者機関の設置も難しい状況がある。

番組の質を向上させる目的の第三者機関がやっと誕生したのは2000年4月のことである。郵政省、NHK、民放連の三者が「青少年と放送に関する専門家会合」で検討を重ねた結果、放送番組向上協議会の中にNHKと民放連が共同で設置した「放送と青少年に関する委員会」がそれである。

放送に関する第三者機関としては、これより3年前に発足した委員会があるので、簡単にふれておきたい。放送による視聴者の権利侵害に関する苦情などを処理する機関としての「放送と人権等に関する委員会（B R C）」が1997年に組織された。放送事業者からは強い反対意見があったにもかかわらず、N H Kと民放が共同でこの第三者機関を設置することにしたのは、1996年に明らかになったT B Sのオウム真理教報道をめぐる事件が大きなきっかけであった。⁽¹⁷⁾ 郵政省放送行政局長の私的研究会である「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」が発足したのは1995年9月で、96年12月に最終報告が提出されることになっていた。放送の多チャンネル状況の中で心配されることとして、質の低い番組の増加、編集責任の希薄化、青少年に不適当な番組への配慮などがまとまつたが、さらに、視聴者の権利侵害を取り扱う放送事業者から独立した機関の設置がクローズアップされることになったのである。「放送と人権等に関する委員会」は、任意団体である「放送と人権等権利に関する委員会機構（B R O）」に支えられている。

「放送と青少年に関する委員会」設置のときも、推進力となった社会的背景があった。それは、少年によるショッキングな殺傷事件が相次いだことである。1997年には中学3年の男子生徒が起こした神戸連続児童殺傷事件、98年には中学生がナイフを使ってひき起こした殺人事件があり、少年の傷害事件などが目立った。特に、犯行に使われたバタフライナイフは少年の間で人気があり、それは、97年に放送されたテレビドラマがきっかけだとされた。青少年と放送に関する専門家会合では、米国やカナダで実施されている「Vチップ」の導入も検討されたが、今回は見送られた。Vチップは、親がこどもに見せたくない番組を自動的に遮断できるシステムである。日本では、この方法は公的な規制につながるとして、放送事業者をはじめ強い反発が起きたのである。Vチップについて見てみよう。

アメリカ合衆国では、1996年の改正電気通信法でVチップといった装置の提供は政府による介入にはならないとし、F C Cが作成するガイドラインに基づいて性や暴力、その他のことにも不適当な内容を含む番組の格付けを求めた（家電メーカーの義務も規定されている）。⁽¹⁸⁾ テレビ局は、1997年までにはこどもに有害な番組について年齢別の格付け表示をはじめることになった。さらに、番組内容の格付けもN B Cなどを除いて導入された。N B Cは、内容の格付けの代わりにお断りを字幕で流す方法を取っているが、Vチップは働かない。F C Cは、98年にテレビ局側の自主的な格付けを妥当とし、Vチップ制度が本格的に動き出した。米国では、自主的な格付けの強制は政府による検閲につながるという考え方がある一方で、番組内容にもっと厳しい法的規制を求める議会保守派などが存在するのである。

Vチップはカナダの研究者による発明だが、カナダでは1989年以来のさまざまな過程を踏んでいる。89年に起きた凶悪な事件は、14人の女子学生が無差別に銃殺されたものである。さらに、1992年にはレイプ殺人事件が起き、多数の署名を集めた請願書が各分野の人々を動かすことになった。カナダでは、テレビ番組の暴力シーンに関する調査・研究が進められ、市民を交えた対話がくり返された。そして、さまざまな考え方がある中で、放送事業者の協力であげた実績にとどまらず、1996年にカナダの独立行政機関C R T C（カ

ナダ・ラジオ・テレビ電気通信委員会)はVチップの導入宣言を行った。

CRTCの報告書はVチップに関わる問題を端的に表現している。その要点は、「カナダのテレビ番組と暴力に関する政策においては、業界の番組基準規定と番組システムが10%、Vチップが10%の効果を持ち、残り80%は長期にわたるメディア教育と視聴者の意識向上に向けられる。」⁽¹⁹⁾ というものである。Vチップ制度導入についてのアメリカ合衆国とカナダの対応を見ると、表現の自由といった理念との関係、Vチップ制度の青少年児童への効果などに疑義があるのを承知の上で、ともかくスタートさせた点は注目に値する。それが可能なのは、FCCやCRTCという第三者的な立場で力を発揮できる機関が存在することがあげられるが、何よりも、議会や行政以外に、放送事業者がテレビの性表現や暴力表現への対応に取り組んできたからである。例えば、カナダ民放連は、1993年に暴力シーンを含む番組の時間帯規制、暴力や性描写のある番組に警告文を付けることなどを実施した。また、アメリカ合衆国の3大ネットワークは1991年からこどもに不適切な番組には表示することを行ってきたし、1993年からは3大ネットワークや15のケーブルテレビ局が暴力シーンを含む番組について警告文を番組開始前に表示することを自主的にはじめた。

日本では、こうした対応策の実施は、新しい第三者機関「放送と青少年に関する委員会」が設置された2000年に入るころからである。民放連が自主規制として、暴力や性表現について青少年に配慮する時間帯を午後5時から9時の間と設定し、青少年向けの良質な番組を週3時間以上放送することにした。また、民放局単位で青少年・児童と番組を検討する取り組みが行われた。

2000年12月には、放送と青少年に関する委員会が民放の二つのバラエティ番組についての見解をまとめテレビ局に示した。個別の番組についての見解ははじめてである。指摘を受けたのは、フジテレビ系の「めちゃ×2イケてるッ！」の「しりとり侍」コーナーと、テレビ朝日系の「おネプ！」の「ネプ投げ」の企画で、いじめやのぞきを肯定し青少年に悪影響を与える危険があるという見解が示された。両テレビ局は速やかに対応を決め、「しりとり侍」を一旦、中止に、「ネプ投げ」は12月中で終了とした。この一連の経過に対する視聴者の反応を見ると、放送と青少年に関する委員会へ送られた500件以上のメールなどの内容は、そのほとんどが委員会の見解に批判的であったという。⁽²⁰⁾

この反応は、委員会の見解の性格について一般の人々が理解していないことを示している。日本人には、第三者機関であろうがなかろうが、公的な機関の見解は公的な規制と同じだという思いがある。委員会としては、発表する見解をもとにさまざまな議論が起きてほしいと考えたようだが、日本ではそのような土壌が作られていないと言える。放送局側も議論を避けている。放送・通信に関する独立行政機関の設立をしないで、解決が急務とされる問題ごとに機関を設けると放送に関する組織が複数存在することになり、視聴者にとってはかえってわかりにくい。それぞれの機関が寄せられた苦情や意見の処理をしたり、メンバーだけが会合したりするだけでなく、こうした機関が視聴者や市民の団体と積極的に意見の交換ができる場が必要である。

おわりに

放送のあり方で求められる放送の公共性は、ことばはほとんど同じであっても放送制度が欧米各国や日本それぞれに異なっており、放送行政の面でも国によって特徴が見られる。日本の公共放送はN H Kであり、N H K予算は政府の手を経て国会の承認を得なければならぬ。そして、毎年の業務を内閣経由、国会に報告する。政府により近い放送機関という見方をされるゆえんである。ここからも公共ということばが政府に近い、あるいは規制を受ける公的なという意味を多くの人々に連想させる。欧米における公共性には、市民階級が闘争を経て築き上げた公衆の合意が含まれる。日本にはその経過がなく、公共性が現実に問題にされるときは公権力との結びつきが強い。また、電波行政にも見られるように、行政側のやり易さが立法でも表面化する。放送法の文言の上では日本も欧米も変わがなくとも、放送制度や放送行政の実態を見ると公共性の点で格差がある。

放送法以後の50年の歩みを振り返ると、行政、放送機関、視聴者が放送のあり方について、公共性をはじめさまざまな角度から議論し、共通理解を作り上げるということをやってこなかった。第三者機関の「放送と青少年に関する委員会」が民放の二つのバラエティ番組に対して見解を出したときも議論は起こらず、放送局側が問題になった部分の放送をやめて一件落着となってしまった。

政府行政と放送機関との関係では、テレビには大きな社会的影響力があるのだから公権力による規制があつてもよいという主張が出たり、社会的影響力をを利用して放送局に教育番組を放送させたらよいという意見がまとまりする。これらの主張には放送メディアに対する理解に欠けるところがあるし、力には力をもつてという姿勢が見受けられる。放送メディアは何をやらなければならないのか、政官財のほか市民も加わって議論を続け、方法を見出さなければならない。放送機関が教育番組を増やしたとしても、それだけでは視聴につながるとは考えにくい。何のためにどんな考え方の教育番組が登場するのか、視聴者団体とも議論したうえでの企画ならば視聴者側の反応も少しは変わるであろう。

放送における規範的な意味での公共性には、多くの者が放送事業に参加して多くの者が表現の機会を得ることが含まれる。多メディア多チャンネル化が進むときにこそ、日本の放送のあるべき姿や具体的な要望が公衆に見える形で議論され、意見や提案が生かされる番組作りが改めて望まれる。

【注】

- (1) 山本武利『占領期メディア分析』法政大学出版局,1996,pp.201~203
- (2) 同上, p.224
- (3) 日本民間放送連盟編『民間放送50年史』日本民間放送連盟,2001,p.5
- (4) 日本放送協会編『日本放送史』上,日本放送出版協会,1965,p.697
- (5) 日本民間放送連盟編,前掲書,p.8
- (6)&(7) 花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社,1996,p.129
- (8) 「読売新聞」2000年6月7日付朝刊

- (9) 田宮武ほか編著『テレビ放送を考える』ミネルヴァ書房,1990,p.160
- (10) 田宮武ほか編著,同上,p.161
- (11) 「日本経済新聞」1997年4月28日付朝刊、「朝日新聞」、および「読売新聞」の1998年4月6日付夕刊
- (12) 美ノ谷和成編『日常生活のマス・メディア』中央大学出版部,1990,p.95
- (13) 「読売新聞」1997年5月1日付朝刊
- (14) 「朝日新聞」1997年2月8日付朝刊
- (15) 「日本経済新聞」1997年5月30日付朝刊
- (16) N H K放送文化研究所編集『放送研究と調査』日本放送出版協会,2000.3,p.77
- (17) 殺害された坂本堤弁護士にインタビューしたビデオテープを放送前にオウム真理教の幹部に見せたとされる事件で、T B Sは、1995年10から96年3月はじめまでは、社会情報局の番組「3時にあいましょう」の担当者は見せていないと発表していたのに、これがくつがえった。
- (18) メディア総合研究所編『Vチップ—テレビ番組遮断装置は是か非か』花伝社,1998,p.20
- (19) 同上、p.16
- (20) 「読売新聞」2000年12月11日付夕刊

参考文献

- 青木貞伸『ニューメディアの興亡』電波新聞社,1990
- 野村秀和『日本テレビ・朝日放送』大月書店,1990
- 立石直『最新アメリカ放送事情』ぎょうせい,1990
- 宇宙通信基礎技術研究所編『衛星通信・放送の現状と利用動向』宇宙通信基礎技術研究所,1990
- 衛星通信ビジネス研究会著『衛星通信ビジネス』ダイヤモンド社,1991
- 長谷川恭男『テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制』弘文堂,1992
- N H K放送文化研究所編『N H Kデータブック世界の放送』1992,『同』1998,『同』2001,N H K出版
- 東京大学社会情報研究所編『放送制度論のパラダイム』東京大学出版会,1994
- クレイグ・キャルホーン編 山本啓ほか訳『ハーバマスと公共圏』未来社,1999
- Bob Franklin(ed.)British Television Policy: A Reader, London: Routledge,2001
- 伊豫田康弘ほか著『テレビ史ハンドブック』自由国民社,1998
- 日本放送協会編『日本放送史』下、および別巻,日本放送出版協会,1965
- 同上『放送五十年史』資料編,日本放送出版協会,1977
- 同上『20世紀放送史上』日本放送出版協会,2001
- 『朝日年鑑』1998,朝日新聞社,1998
- 『同上』1999,朝日新聞社,1999